

# 高松市立林小学校「いじめ防止基本方針」

令和4年4月1日改訂

## 1 いじめの定義といじめに対する基本認識

平成25年6月に文部科学省より発出された「いじめ防止対策推進法」において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。また、「いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。」と述べられている。

いじめについては、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題と捉える必要がある。その上で、本校では、いじめをなくすために、日頃から個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童生徒理解に立って生徒指導の充実を図ることを通して、児童生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要であるという基本認識をもち、「いじめ防止基本方針」を策定した。

## 2 いじめの未然防止のための取組

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思い合う雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教員一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の学力の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感を育て、自己有用感や自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間を核として、教育活動全体を通して「命の大切さ」や「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつことができるよう、指導を行う。そして、見て見ぬふりをすることも「傍観者」としていじめに加担していることと同じであると気づくことができるようにする。

### (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

#### ① 林っ子「なかよし宣言」の作成

いじめゼロを目指し、代表委員会での話し合いを通して、林っ子「なかよし宣言」を作成し、各教室に掲示する。

#### ② 「ありがとうの日」の設定と啓発

毎年、人権集会の月や3月に「ありがとうデー」として設定する。自分たちの生活が家族や地域の方、学校の先生や友だちなど多くの人に支えられてあることに気付いて、自分の生活を大切にしていこうとする心情を高める。そのために前の月をふり返って「ありがとうカード」を書き、相手に届けるようにする。昼の校内放送などでカードを紹介し、全校生への啓発とするとともに感謝の心を広げる。

#### ③ 重点指導月間

重点指導月間を「強めよう絆」月間として、6月と11月に人権・同和教育に関する内容に重点化した総合単元的な指導を行い、実践を蓄積していく。

### (2) 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

#### ① 一人ひとりが活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は、学習を支える基盤になるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・ 児童が主体的に取り組める学習活動や家庭での自主学習ノートの工夫

#### ② 人とつながる喜びを味わう体験活動

友だちと分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性の育成に資する体験活動の推進を行う。

### 3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

#### (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりを推進する。

- ア 「いじめはどの学級にも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- イ おかしいと感じた児童がいる場合には、学年団会や職員会の場において気付いたことを全職員で共有し、より多くの目で当該児童を見守る。
- ウ 様子に変化が見られる場合には、教員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談を行い、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- エ 全児童・保護者を対象としたいじめについてのアンケートを実施するとともに、その結果分析を基に担任による教育相談を行い、いじめゼロの学校作りを目指す。
- オ 月1回教育相談日を設け、保護者からの相談が受け付けられるようにする。

#### (2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題解決にあたる。

- ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、全ての教員が対応を協議し、的確に役割分担をして問題の解決にあたる。
- イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめを受けている児童の身の安全を最優先に考え、いじめる側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ウ 傍観者の立場にいる児童にも、いじめと同様の行為であることを気付かせるよう指導する。
- エ 学校内だけでなく、関係機関や専門家と協力をして解決にあたる。
- オ いじめを受けている児童の心に寄り添い、スクールカウンセラーや養護教諭と連携しながら指導を行う。

#### (3) 家庭や地域、関係機関と連携して問題解決にあたる。

- ア いじめ問題が起きたときやその予兆が見られたときには、家庭との綿密な連携をもとに、学校の取組について伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かす。学校内だけで問題解決を図ろうとしないようにする。
- イ 学校や家庭になかなか話すことができないような状況であれば、「いじめ110番」等のいじめ問題相談窓口の利用も勧める。

### 4 いじめ問題に取り組むための校内組織

#### (1) 学校内の組織

いじめ問題が発生したときやその予兆が見られたときには、必要に応じて適宜臨時の「生徒指導委員会」を開催し(校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・各学年1名)、今後の対応などについて協議する。話し合った内容については、職員会議等の場で全職員に周知および共通理解を図る。

#### (2) 学校評価による検証改善

学校いじめ防止基本計画に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。その際、保護者、地域住民、学校運営協議会、関係機関等の意見を聞くなど、具体的ないじめ防止等の対策に係る連携に努める。

#### (3) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合には、迅速かつ適切な対応を行うとともに、校長・教頭に報告する。また、状況によっては「緊急指導対策委員会」を開催し、敏速な対応を行う。「いじめ対策委員会」のメンバーは、【校長、教頭、生徒指導主事、PTA会長、校区少年育成委員連絡協議会代表、校区青少年健全育成連絡協議会会長】とするが、状況に応じて高松南警察署生活安全課、コミュニティ協議会長、民生児童委員、主任児童委員、林地区コミュニティセンター長とも連携を図り、敏速な対応を行う。